

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和3年4月22日(2021.4.22)

【公開番号】特開2020-160466(P2020-160466A)

【公開日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【年通号数】公開・登録公報2020-040

【出願番号】特願2020-102605(P2020-102605)

【国際特許分類】

G 03 F 1/62 (2012.01)

C 09 J 133/04 (2006.01)

【F I】

G 03 F 1/62

C 09 J 133/04

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月3日(2021.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ペリクル棒と、

前記ペリクル棒の一端面に張設されたペリクル膜と、

前記ペリクル棒の他端面に付着した、架橋型の粘着剤層と、を備え、

前記粘着剤層に含まれる粘着剤は、炭素数4~14のアルキル基を有する(メタ)アクリル酸アルキルエステルと、硬化剤との反応性を有する官能基を有するモノマーとの共重合体である(メタ)アクリル酸アルキルエステル共重合体と、硬化剤との反応生成物を含み、

前記粘着剤におけるカルボン酸含有モノマーユニットとしてのアクリル酸の含有量が、前記(メタ)アクリル酸アルキルエステル共重合体100質量%に対して0.9質量%以下である、ペリクル。

【請求項2】

前記粘着剤のゲル分率が60%以上95%以下である、請求項1に記載のペリクル。

【請求項3】

前記粘着剤層の断面方向の平坦度が20μm以下である、請求項1又は2に記載のペリクル。

【請求項4】

前記粘着剤層の周方向の平坦度が15μm以下である、請求項1~3のいずれか一項に記載のペリクル。